

対象公契約を受注される事業者の皆様へ

労働関係法令遵守状況報告書について

本契約は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約です。

- 受注者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出してください。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出してください。

※ 報告書提出時の注意事項

- 1 施工体系図と報告書（上から順に、受注者の報告書、1次下請業者の報告書、2次、3次…の順に並べてください）を提出してください。
 - 2 下請契約締結後間もない等の理由により、施工体系図に記載されている下請業者の報告書で未提出のものがある場合は、施工体系図の当該下請業者の箇所に「未提出」と記載し、当該契約の契約日を記載してください。
- その他、報告書に係る手続き等の詳細は「労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアル」を御覧ください。
 - 報告書様式（Word形式）等はこちらからダウンロードできます。
京都市入札情報館「京都市公契約基本条例」のページ
<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/koukeiyaku/koukeiyaku.htm>

報告書に関する問合せはこちらへ

〒604-8571

京都市中京区寺町通り御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課 制度担当

TEL：075-222-3311 FAX：075-222-3317